




令和5年度 福島市結婚新生活支援事業補助金

対象事例

特に令和5年に結婚された方、結婚から36か月または24か月に到達する方は
いつから・いつまでの費用が対象になるかご確認ください



補助金の対象になる費用

○対象の住宅など ➡ 手引き P. 5 ~ 7 参照

○支払い時期と対象期間

- ・ R 5 年 4 月 1 日 ~ R 6 年 3 月 3 1 日 に支払った費用(全て共通)
- ・ 基本的には結婚後に同居するための費用
- ・ 結婚前から結婚を前提に賃貸住宅で同居していた場合は
初期費用(敷金・礼金・仲介手数料) + 引越費用も対象
(※婚姻日がR5.3.1以降で、賃貸借契約書に2人の名前が記載されている場合)
- ・ ただし住宅取得、リフォームの場合は、結婚前1年以内に
支払った費用も対象(ただし↑の対象期間内に支払った費用)

○同居日 ➡ 住民票の「住定年月日」で判断します。

◆ご自身に当てはまる項目のページをご覧ください。

- ① 賃貸住宅 婚姻日（R3年度orR4年度に本補助金の交付を受けた方）
：R2.5.1～R5.3.31
- ② 賃貸住宅 婚姻日（初めてご申請の方）：R3.5.1～R5.2.28
- ③ 賃貸住宅 婚姻日：R5.3.1～R6.3.31 婚姻日＝同居日の場合
- ④ 賃貸住宅 婚姻日：R5.3.1～R6.3.31 婚姻前から同居している場合
- ⑤ 賃貸住宅 婚姻日：R5.3.1～R6.3.31 婚姻後に同居した場合
- ⑥ 賃貸住宅 婚姻日：R5.3.1～R6.3.31 一方が住む住宅に入居した場合
- ⑦ 住宅取得・リフォーム 婚姻日：R2.5.1～R3.3.31
- ⑧ 住宅取得・リフォーム 婚姻日：R3.4.1～R6.3.31
- ⑨ 一方の実家などへ引っ越し 婚姻日：R5.3.1～R6.3.31

① 賃貸住宅 婚姻日：R2.5.1～R5.3.31

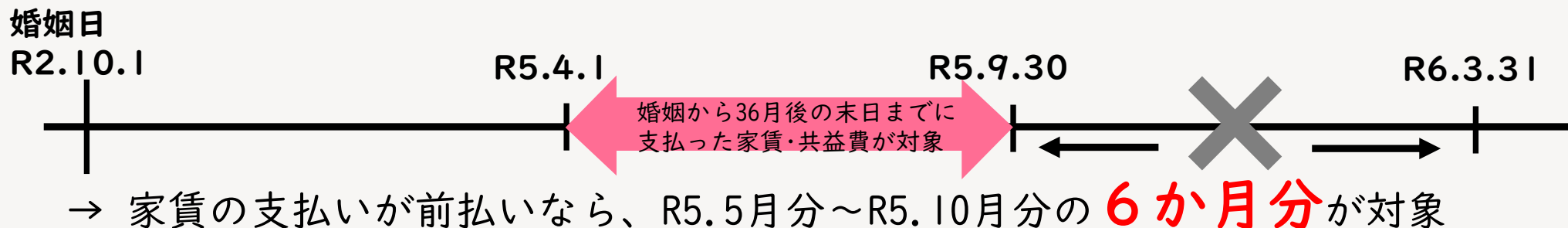
【過去に本補助金の交付を受けた方】

R3年度or4年度に本補助金（※）の交付を受けた方

☆婚姻から36か月までの家賃が対象です。

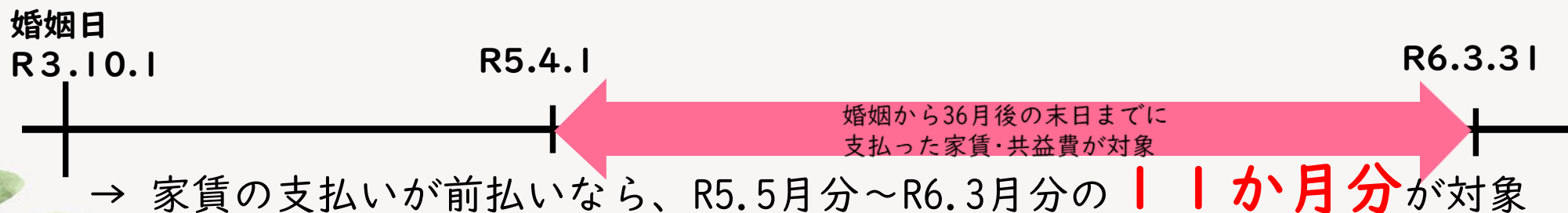
【例1】R2.10.1に婚姻の場合（年度途中で期限を迎える場合）

この場合、R5年9月が36日目です。



【例2】R3.10.1に婚姻の場合（年度内すべてが対象期間の場合）

この場合、R6年9月が36日目です。



② 賃貸住宅

婚姻日：R3.5.1～R5.2.28

【例】R4.11.22に婚姻の場合

婚姻から24か月までの家賃が対象です。

この場合、R6年10月が24か月目です。

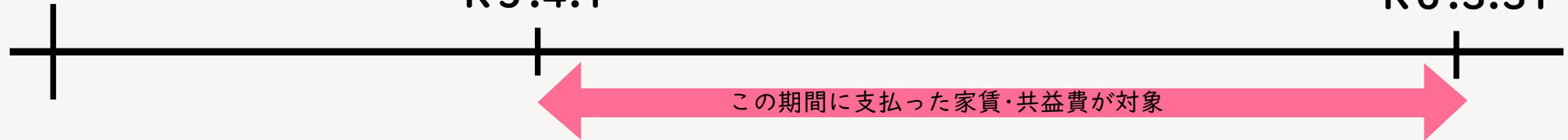
※R5.4.1～R6.3.31に支払った費用（ただしR6.3月分まで）

婚姻日

R4.11.22

R5.4.1

R6.3.31



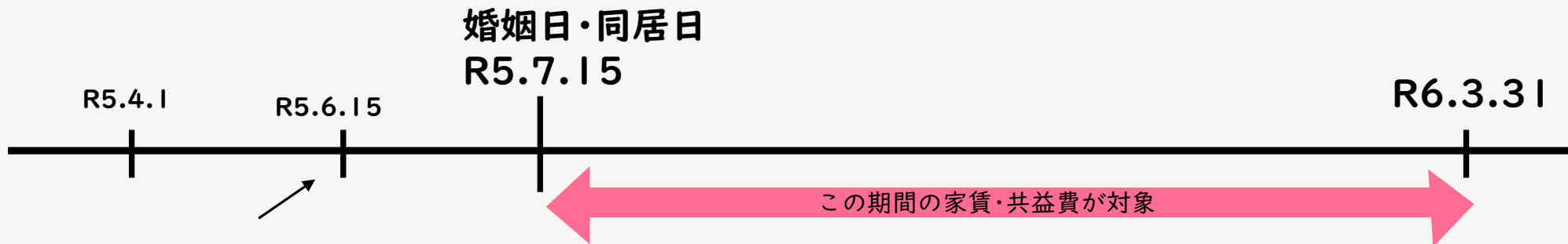
→ 家賃の支払いが前払いなら、R5.5月分～R6.3月分の **11か月分**が対象

③ 賃貸住宅 婚姻日：R5.3.1～R6.3.31 婚姻日＝同居日の場合

【例】 R5.7.15に婚姻＆同居

初期費用＋引越費用 と 婚姻日から 24か月までの家賃が対象です。

※R5.4.1～R6.3.31に支払った費用（ただしR6.3月分まで）



6月に初期費用（敷金・礼金・仲介手数料・家賃2か月分）の支払いを行った

※R5.3.31以前に支払った初期費用・引越費用は対象外

スタートアップ支援（敷金・礼金・仲介手数料・引越費用）

婚姻前に支払っていても…

契約書に2人の名前が記載されており、婚姻前提の同居であることが確認できる場合は対象

家賃支援：婚姻後同居するために支払った家賃・共益費が対象

婚姻日が月の途中(7/15)でも家賃は7月の1か月分を対象にできます。

→ スタートアップ支援（敷金・礼金・仲介手数料・引越費用） ※契約書に2人の名前が記載されている場合のみ

家賃支援 R5.7月分～R6.3月分の **9か月分**が対象

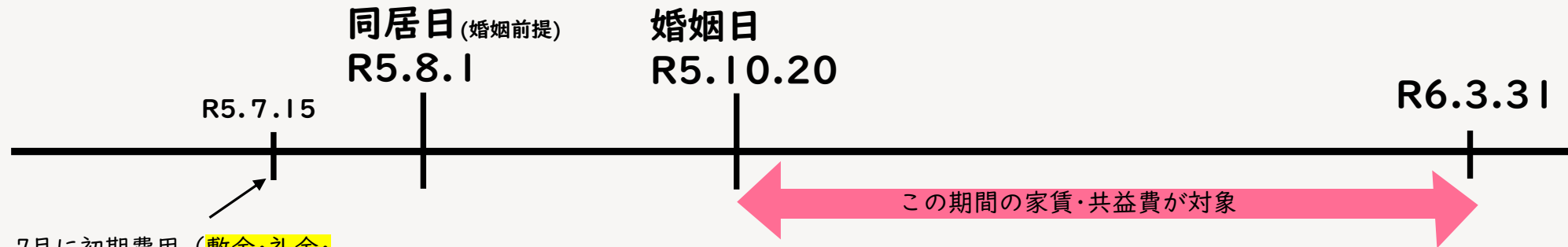


④賃貸住宅 婚姻日：R5.3.1～R6.3.31 婚姻前から同居している場合

【例】R5.10.20に婚姻、婚姻の2か月前から同居

初期費用・引越費用 と 婚姻日から **24か月** までの家賃が対象です。

※R5.4.1～R6.3.31に支払った費用（ただしR6.3月分まで）



7月に初期費用（敷金・礼金・仲介手数料・家賃2か月分）
8月に引越費用を支払い

※R5.3.31以前に支払った
初期費用・引越費用は対象外

スタートアップ支援（敷金・礼金・仲介手数料・引越費用）
結婚前に支払っていても…

契約書に2人の名前が記載されており、婚姻前提の同居であることが確認できる場合は対象

家賃支援：婚姻後同居するための家賃・共益費が対象

婚姻日が月の途中(10/20)でも
家賃は10月の1か月分を
対象にできます。

→ スタートアップ支援（敷金・礼金・仲介手数料・引越費用） ※契約書に2人の名前が記載されている場合のみ

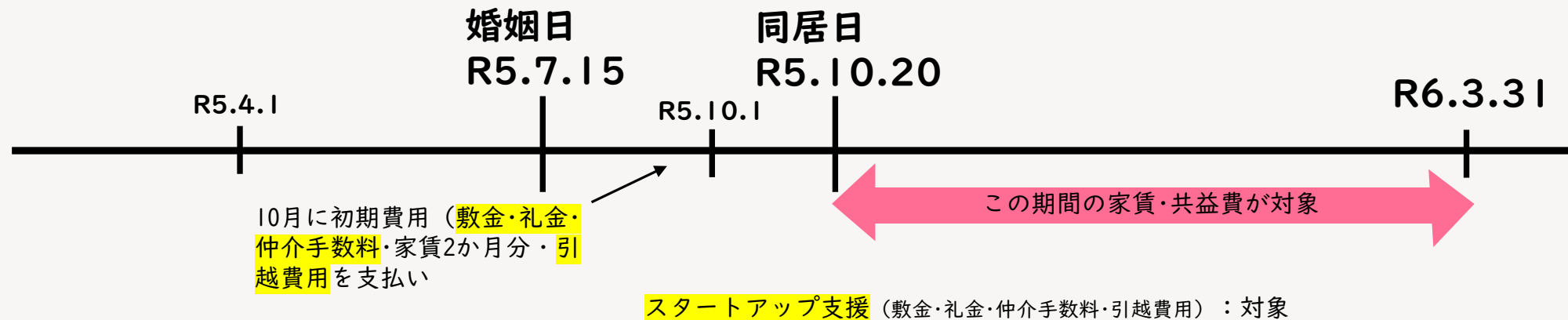
家賃支援 R5.10月分～R6.3月分の **6か月分** が対象

⑤ 賃貸住宅 婚姻日：R5.3.1～R6.3.31 婚姻後に同居した場合

【例】R5.7.15に婚姻 R5.10.20から同居の場合

初期費用・引越費用 と 婚姻日から 24か月 までの家賃が対象です。

※R5.4.1～R6.3.31に支払った費用（ただしR6.3月分まで）



婚姻日が月の途中(10/20)でも家賃は10月の1か月分を対象にできます。

→ スタートアップ支援（敷金・礼金・仲介手数料・引越費用）

家賃支援 R5.10月分～R6.3月分の **6か月分** が対象

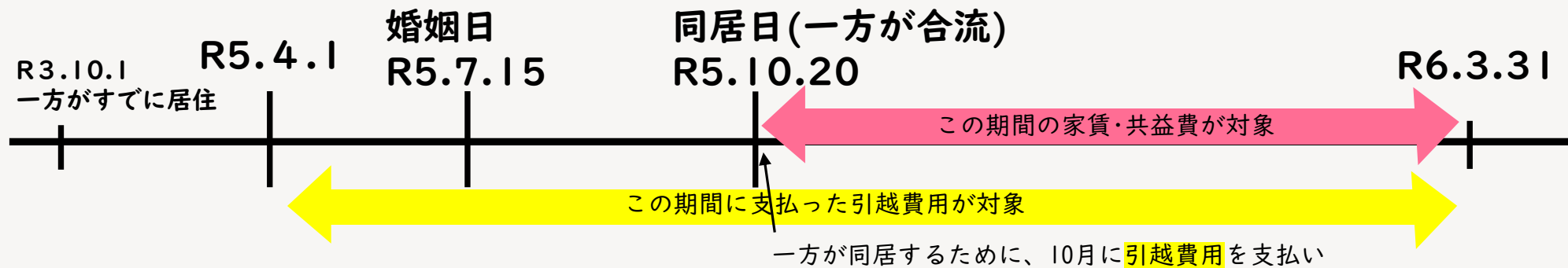
⑥ 賃貸住宅 婚姻日：R5.3.1～R6.3.31 一方が住む住宅に入居した場合

【例】 R5.7.15に婚姻 R5.10.20から同居の場合

引越費用と婚姻日から 24か月 までの家賃が対象です。

家賃支援については、婚姻後、同居を開始した月から対象になります。

※R5.4.1～R6.3.31に支払った費用（ただしR6.3月分まで）



スタートアップ支援（引越費用）：婚姻後同居するために支払った引越費用が対象

家賃支援：婚姻後同居するために支払った家賃・共益費が対象

婚姻日が月の途中(10/20)でも家賃は10月の1か月分を対象にできます。

→ スタートアップ支援（引越費用）

家賃支援 R5.10月分～R6.3月分の **6か月分**が対象

⑦ 住宅取得・リフォーム 婚姻日：R2.5.1～3.3.31

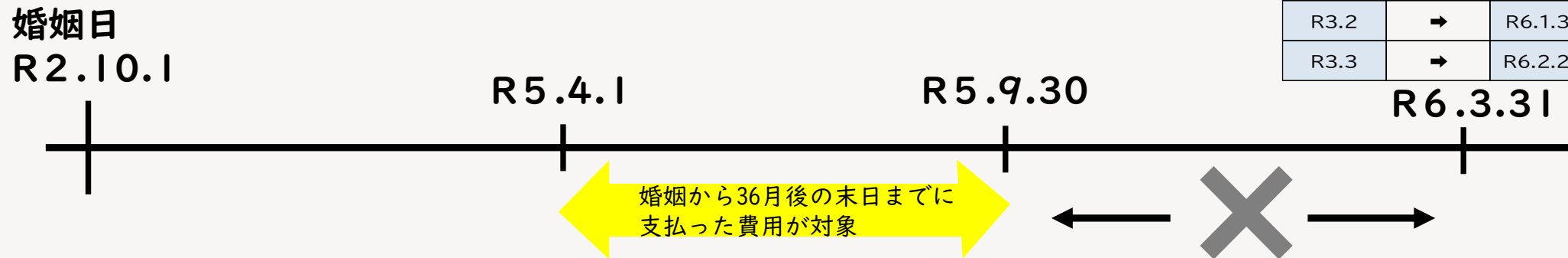
【例】R2.10.1に婚姻の場合

婚姻から36か月までに支払った費用が対象です。

※R5.4.1～R6.3.31に支払った費用

この場合、R5年9月が36月目です。

| 婚姻月 | | 補助対象終了月 |
|-------|---|----------|
| R2.5 | → | R5.4.30 |
| R2.6 | → | R5.5.31 |
| R2.7 | → | R5.6.30 |
| R2.8 | → | R5.7.31 |
| R2.9 | → | R5.8.31 |
| R2.10 | → | R5.9.30 |
| R2.11 | → | R5.10.31 |
| R2.12 | → | R5.11.30 |
| R3.1 | → | R5.12.31 |
| R3.2 | → | R6.1.31 |
| R3.3 | → | R6.2.29 |



スタートアップ支援（新築・住宅購入・リフォーム費用）+引越費用が対象

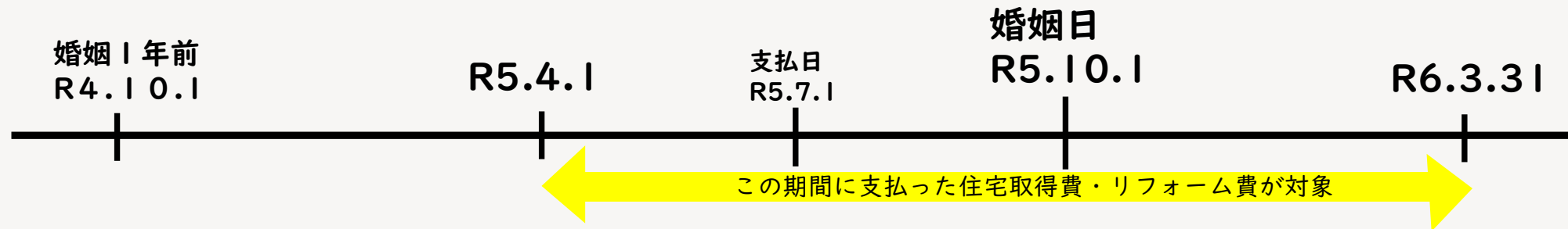
→ スタートアップ支援 R5.4.1～R5.9.30に支払った費用が対象

⑧ 住宅取得・リフォーム 婚姻日：R2.4.1～R6.3.31

【例】 R5.10.1に婚姻 R5.7.1に支払った場合

婚姻前1年から婚姻後36か月までに支払った費用が対象です。

※住宅取得は婚姻日から1年前に取得したもの、リフォームは婚姻日から1年以内に発注契約したもの
※R5.4.1～R6.3.31に支払った費用



スタートアップ支援（新築・住宅購入・リフォーム費用）＋引越費用が対象

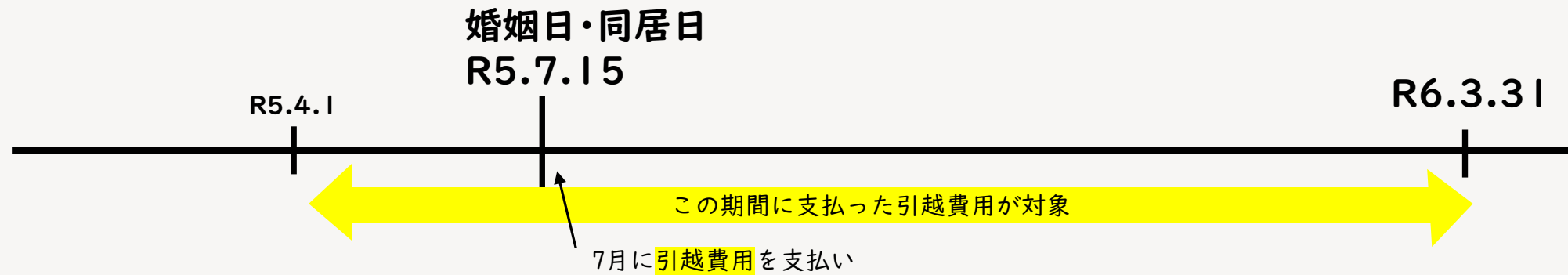
→ スタートアップ支援 R5.4.1～R6.3.31に支払った費用が対象

⑨ 一方の実家などへ引っ越し 婚姻日：R5.3.1～R6.3.31

【例】 R5.7.15に婚姻&同居

引越・運送業者に支払った引越費用のみ対象です。

※R5.4.1～R6.3.31に支払った費用



スタートアップ支援（引越費用のみ）

→ スタートアップ支援 R5.4.1～R6.3.31に支払った費用が対象